

八潮市マスコットキャラクター

「ハッピーこまちゃん」使用取扱要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」使用取扱要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第2条 要綱第5条第1項第3号において、「**ハッピーこまちゃん**」の書体はHG 創英角ポップ体を使用するものとする。ただし、「®」の書体は、この限りでない。
- 2 要綱第5条第1項第4号の「表記が難しい場合」とは、印刷物等であって表示するスペースの都合により表示が難しい場合や、工作物等であって作成において表示が難しい場合をいう。
 - 3 要綱第5条第1項第4号の「なお、市長が認めた場合は、この限りでない。」とは、前項において「**ハッピーこまちゃん®**」及び「**©八潮市**」の表示そのものが難しい場合をいう。なお、前2項の判断は申請書等が提出された後に判断するものとする。

(商標権に係る遵守事項)

- 第3条 キャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
 - (2) 第三者が本件商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
 - (3) 使用者は、本件商標を付した使用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市はその責めを負わない。
 - (4) 市から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、又は使用品を提出すること。
 - (5) 使用者が、本件商標の使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(申請書等の提出)

第4条 要綱第2条第1項の申請書及び第6条第1項の変更申請書並びに第5条第3項の報告書の提出は、次条に規定する庶務担当課へ持参、郵送又はメールによる方法とする。

(庶務)

第5条 キャラクターの使用取扱いに関する庶務は、企画財政部秘書広報課において処理する。

附 則

この細則は、平成25年1月9日より施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成30年8月1日より施行する。

附 則

この細則は、令和元年12月10日より施行する。